

科目名	受験者記入欄
R2 民法	

第1. 設問2.

最初に、どのような請求がなされたか

I. Bの主張

→ 条文として示せることあり。

1. CはBに対し、契約目的の残欠金5,000円の支払を
求めている。

→ 2項1号, 2号

2. (1) 民法(以下法令を略)469条1項に於て、債務

者は、対抗要件具備時前日に取得した

債権の相殺を請求人に主張できる。

これなら
自前の債
権の範囲
に、債権
の対抗要
件が
あつた
らう
が、
その
範囲
が
どう
なる
か
が
問題
だ
らう

(2) 令和2年7月30日、令和2年7月25日のAC間の
債権譲渡契約の債務者対抗要件(467条
1項)が具備された。

(3) ここで、Bとしては、~~以下~~ 以下の事由により取得
した債権を相殺すること(469条1項)、
支払額を少なくすることが考えられる。

3. 事由の1つ目。

~~契約~~ 乙建物に附帯性能の不備が
あったこと~~から~~ から、代金減額請求を
する(563条1項)。

4. 事由の2つ目

3と同じ理由により、損害賠償請求をする
(564条, 415条1項)。

II. Bの主張は次のとおりである。

1. 事由の1つ目について。

(1). 563条1項の要件は、買主の追完請求(ア)、

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

相当の期間の催告(1)。第1の期間内に
追完の請求が無かったことである(2)。

(2) ~~第1項~~ 562条1項は、引かれたされた目的
物の「品質」が「契約の内容」に適合しない
ときに追完請求がなされることを定める。

判例の基準を
示せること
良いです

契約①では、乙建物が特に優れた防音
性能を備えていることが契約の内容とされ
ている。これは乙建物の「品質」(562条1項)に
関する内容である。しかし、~~乙建物は~~乙には

要約の
ア・イ・ウを
示した上で
読み解く

防音性能の不備があったとして、BはA
に対して、契約①に基いた防音設備を乙に
設置する工事をするための費用の支払を
求めたが、これは目的物の「補修」を
催告していることになる。だが、令和2年10月10日
にされた追完請求は同年10月30日現在で
未だ履行されていない。

おいて、ア・イ・ウを要する。

(3) ~~第1項~~ 以上の代金減額請求権
は、令和2年10月30日以降に取得した
ものであるが、その原因は契約①におよぶ
ものである。

よって、469条2項2号により、BはCに対して

上記の代金減額請求を主張しうる。

科目名	受験者記入票番号
R2 民法	

2. 事由の2項目.

1. 415条1項は、「債務の本旨に従って履行」が
ないときに、これによって生じた損害の賠償を請求
できると定める。なお、損害の範囲は416条1項が
定める。

2. (1). 契約上の債務不履行については、前述した
通り乙の防音性能の不備がこれに
あたると。

(2). また、上記の不備により、乙は「ヤレ口を

乙のなかで練習することができない

という損害が発生した。

(3). そして、~~乙が~~ ヤレ口を練習する

ために、乙に防音工事等を施す
費用がかかるが、これは

416条1項の通常損害といえ、社会
通念上発生することが当然といえる
損害である。

上記の~~損害~~工事費用はこれにあたる。

3. Bが上記の~~損害~~請求権を身に入れたのは、
契約の締結後に生じたものである。

よって、469条1項により、BはCに上記の損害
賠償請求権を主張しうる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

第2. 民法. 設問 2 (1)

~~1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.~~

不要で可

教の説明
不要で可

(1). Bは、A都市において地役権の設定を以て
通行することができると主張している。

(2) 213条1項は、分割において公道に阻害さ
れ土地が生じれば、償金を支払うことなく
分割地の所有地を通行することができる。

(3) 本件で、甲はかつて同一第一の土地であったが
分割されて荒地となった。

~~また、甲の新所有地はA都市~~
そこで、公道に至るC部分は償金をしに
利用できないが、地役権の設定は
不要である。

(4). しかし、C部分は車両を通行するための
幅があり、片側徒歩での通行路のみ
部分利権あり。

そこで、この範囲を213条1項の「通
行」として利用できるか問題にする。

(5) この点、213条1項が償金の支払いを要し
ないところからみて、分割者の
所有地を通行する範囲は公道に至る
ための必要最小限にとどめると解す
べきである。

20
現行
民法
213条
1項
2項
3項
4項
5項
6項
7項
8項
9項
10項
11項
12項
13項
14項
15項
16項
17項
18項
19項
20項
21項
22項
23項
24項
25項
26項
27項
28項
29項
30項
31項
32項
33項
34項
35項
36項
37項
38項
39項
40項
41項
42項
43項
44項
45項
46項
47項
48項
49項
50項
51項
52項
53項
54項
55項
56項
57項
58項
59項
60項
61項
62項
63項
64項
65項
66項
67項
68項
69項
70項
71項
72項
73項
74項
75項
76項
77項
78項
79項
80項
81項
82項
83項
84項
85項
86項
87項
88項
89項
90項
91項
92項
93項
94項
95項
96項
97項
98項
99項
100項

(6) C部分は車を利用する為の中継地であり、
 隣接地の公道に至ることが必要であれば、
 その土地の外に車を置くことは出来るから、
 必要最小限の利用とはいえる。

(7) よ、7. C部分はBの発言は正當であり、
 A部分は正當である。

第3. 設問2(2) → 良く分けておけ!!

I. Bの発言. (280条) 設定存は

1. Bは地役権設定により、債務存にはいるといふ。

よ、7. これを物権の行使と規定するものといふ。

2. よ、7. 契約上、Aは土地を利用させる
 といふ債務を負う。便宜に供す

3. よ、7. 解除の債務存を債務の負担から
 解放する制度である。

4. よ、7. 債務の消滅が解除をなしえるといふ。

II. Aの発言の前提。

1. Aは、債務なくして契約を解除するといふ。

これは、仮に地役権の設定と契約が

Bの言う通りならば、解除は契約を溯及的

債務不履行があるのに

消滅させる制度といふ(545条1項, 541条)で

いるからである。

III. Bの発言の前提

1. Bは地役権の設定は物権だけだと、
債務を弁済するものとして認めている。

2. さて、Bは契約②にもとづいて債務を負う
という。

3. さて、~~主として~~ 解除 ~~解除~~ によるという
の趣旨としてBは何かの支拂いをする

IV- 解除の可否。

地役権設定契約は、所有権に地役権
という負担を課する契約であるから、
~~主として~~ 設定者は債務を負うべきと解するべき
である。

よって、Bは債務を負う。

次に、解除は債務不履行があたるときに
当事者を契約の拘束力から解放するものとい
える。それゆえに、債務者の帰責性は要件
としていえる(545条1項)。

よって、BはBが毎年2万円の支払をしていた。
以上、地役権の負担から解放されよう
契約②を解除する。

第4. 役間 3.

1. 契約②が有効に成立していれば、BのAに対する
所有権物取返登記手続は認められる。

2. (1) 契約②によつて、Bは代理権を付与されてい

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

Material 2. "MITSU BISHI" 9000

(2) 7 月 4 日 付は、F 117 条 1 項の責任を負う。

7830. ~~X~~

通第7号を以てする。此の委員は「日本の前途、不測の事あるに
おいて、利害は確に保たれるべき」

~~第 一 回 米 田 通 第 一 回~~ 田 田 田 田 田 田

印證該錄證明書時應予示之於心。

11月27日 確認 大分 教科 411,

1 概 10 以上、確証が得られた

工. 8.1. Bに過剰は18人、¹新卒117条1項の責任を問う。

8.7. F は初めから相対人不足、 G のみか

1項 2号)。

3.1. 契約③の本人の地位をFが受けること

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

ことになり。

4.(1)では、Gは無権代理人の責任を負い、本人の地位を承継した者とは言えない。

原(2). ~~無権代理人は契約時に~~

原則 → 修正 この点、仮に契約時に代理人を名乗ることは無効である。これは無効なため、無権代理人と同視される事情があれば、信義則上、無権代理人と同様の「履行」の責任を負うといえる（117条1項、1条2項）。

経済的利益や契約時の事情から、無権代理人と同視できるかを判断する。

(3). 本件で、EとGは親族、且つ友人から

Gは同席していた。交流があった。そして、Gの売買について、EとGは相談し、意見が一致した。また、その売却資金の一部はGにわたられることとなった。

(4) 以上から、GはEと同様の「履行」の責任を負う。

5. ~~G~~ Gは本人であるEの地位を相続

したが、無権代理人は信義則上、その義務を履行しなければならない。

よって、BのGに対する所有権の転移登記請求は認められる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

8 / 4 ページ

残り34秒.